

平成 21 年 10 月 26 日
三菱ガス化学株式会社

天然ガス生産基地の爆発事故に関する弊社社員の判決について

本日、平成 19 年 12 月 6 日に発生した、弊社新潟工場天然ガス生産基地の爆発事故に関し、弊社社員一名が、業務上過失致死罪により、禁固 1 年 6 ヶ月、執行猶予 5 年の判決を受けました。

この事故において尊い命を失われた被害者の方に、改めて心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様には心からのお詫びとお悔やみを申し上げます。

又、本件に関しご迷惑とご心配をお掛けいたしました近隣住民の皆様ならびに行政、監督官庁他多くの関係者の皆様に、改めてお詫びを申し上げます。

私どもは、この事故の経験をけっして忘れることなく、組織を挙げて、安全文化の醸成・安全ルールの確認と遵守・教育訓練の徹底 を行動指針として、信頼の回復に努めて参ります。